

2020年12月1日制定

「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>への取組方針

日本ペイント企業年金基金

1. 受入れ表明および基本方針

日本ペイント企業年金基金（以下、当基金）は、最終受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るため、「資産保有者としての機関投資家（アセットオーナー）」の立場として『「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）』（以下、「本コード」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れることを表明します。

当基金の母体企業である日本ペイントホールディングスグループでは、「グローバルな持続可能性に関する社会課題の解決は、将来の世代に向けた当社グループの責務であり、継続的な成長と成功への原動力となって、ひいては「株主価値の最大化」につながる」とESGステートメントに掲げております。

当基金も、日本ペイントホールディングスグループの一員として、グローバルな持続可能性に関する社会課題解決の一翼を担うべく、スチュワードシップ活動を通じて投資先企業の企業価値向上やその持続的成長を促し、最終受益者の利益拡大につながるよう努めてまいります。

当基金は、日本株式をはじめとする資産について自ら直接には運用を行わず、運用受託機関に運用を委託していることから、アセットオーナーとして、運用受託機関に対し本コードの受入れとスチュワードシップ活動の実施を要請し、その活動状況をモニタリングすることにより、自らのスチュワードシップ責任を果たしてまいります。

2. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

（原則1）機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、中長期的な投資リターン向上を目指し「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れ、これに則り、本方針を策定し、これを公表します。

当基金は、運用受託機関に「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを求めます。また、運用受託機関に対して、本コードならびに本方針に則し、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づくスチュワードシップ活動の実施を求めるとともに、その活動状況をモニタリングします。

(原則 2) 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、資産の運用を運用受託機関に委託しており、自ら投資先企業の選定や対話、議決権行使を行うことはありませんが、運用受託機関が日本ペイントホールディングスグループに対して議決権行使を行う場合には、当該運用受託機関の判断を尊重することにより、利益相反の発生を回避します。当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たす上で、利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、当該利益相反を適切に管理する明確な方針を策定、公表すること、当該方針を遵守するためのガバナンス体制を整備することを求めます。

(原則 3) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に、継続的に把握し、また実効的な把握ができていくかについて自ら適切に確認することを求めます。

(原則 4) 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。特に、ESG を含むサステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう求めます。

(原則 5) 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるものではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を策定、公表し、当該方針に基づきすべての保有株式について議決権を行使することを求めます。行使に当たっては、当該方針に基づき形式的に行使するのではなく、投資先企業の状況等を踏まえたうえで賛否を判断するよう求めます。また、行使結果については、個別の投資先企業及び議案ごとに公表し、必要に応じて賛否の理由についても公表するよう求めます。

(原則 6) 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ活動の実施状況について定期的な報告を求め、その結果を最終受益者である当基金の加入者・受給者に定期的に報告します。

(原則 7) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、実効的なスチュワードシップ活動を行うための体制整備、組織的な取組みの推進を含め、必要な実力を備えることを求めます。当基金は運用受託機関の実効的なスチュワードシップ活動を促す立場にあるアセットオーナーとして、運用受託機関の活動につき、理解・評価します。

(原則 8) 機関投資家サービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金は、採用する年金運用コンサルタントに対し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するような適切なサービスの提供を求めます。

また、当基金は、運用受託機関が議決権行使助言会社のサービスを利用する場合には、運用受託機関に対して、当該議決権行使助言会社が適切なサービスを提供する体制・プロセスを整備していることを確認することを求めます。

以上